

令 8 現建除物第 3 号 小型除雪機購入 仕様書

令和 8 年度 魚沼市

概 要

この仕様書は、小型除雪機（22 kW級、除雪幅1.1 m）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機の規格が平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に該当する場合、同法律に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない事項については魚沼市長（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

1. 性 能

(1) 最大除雪量	100 t/h 以上
(2) 投雪距離	0~20 m 以上
(3) 最大除雪幅	1.1 m 以上
(4) 最大除雪高	0.6 m 以上

2. 主要諸元

(1) 全 長	2,800 mm 以下
(2) 全 幅（除雪装置含む）	1,300 mm 以下
(3) 全 高	2,100 mm 以下
(4) 車両総質量	1,300 kg 以下

なお、「5. 安全装置（3）雪づまり除去具」及び「8. 付属装置及び付属品」は、本車両総質量に含まないものとする。

3. 車 体

(1) 車体形式	ハンドガイド式
(2) 機 関	
形 式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	22 kW以上
始動方式	セルスタータ式
(3) 走行装置	
走行方式	ゴム履带式
変速段数	HST式、無段階変速

4. 除雪装置

(1) 形 式	ツーステージ形、ロータリ除雪装置
---------	------------------

(2) 構成	オーガ、ブローア、シュート
(3) 能力	
シュート旋回角度（正面を0度として）	左右各110度以上
シュート高さ	1,700 mm以上
チルト角度	左右各7度以上
昇降範囲	地下50 mm～地上220 mm以上
シュー	除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること
安全装置	除雪装置に設計を超える負荷が生じた場合に、機械を保護する安全装置を備えるものとする。

5. 安全装置

歩道除雪機安全対策指針(案)(昭和63年11月)第2編 第2章 安全機構に基づく次の安全機構を備えること。

(1) 運転者離脱時安全機構、または同等の機能を有するもの	1式
(2) シュート安全機構、または同等の機能を有するもの	1式
(3) 雪づまり除去具	1式
(4) 後進時緊急停止機構、または同等の機能を有するもの	1式
(5) セーフティスタート機構	1式
(6) オーガサイドカバー	1式
(7) 緊急停止装置、または同等の機能を有するもの	1式
(8) 黄色灯火（回転灯）	1式
(9) 危険箇所の表示	1式

6. 計器類

(1) 燃料計	1式
(2) アワーメータ	1式

7. 照明装置類

(1) 前照灯	1灯
(2) 作業灯	1灯

8. 付属装置及び付属品（車両総質量に含まない）

(1) 標準付属工具	1式
(2) 燃料用携行缶（鋼製20L消防法令に適合した容器）	1式
(3) 取扱説明書	1部
(4) 部品表	1部

(5) 予備シャーペン (全種類各 10 本)

1 式

※安全装置にシャーペンを用いる場合

9. 塗 装

本体塗色はメーカー標準色とし、「魚沼市」の名称等は別途指示によるものとする。

10. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、更に車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであることを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

12. その他の事項

12-1 製造期日等の指定

納入機は 2025 年度製もしくは 2026 年度製の新品でなければならない。

12-2 黄色回転灯の取付方法の指定

黄色回転灯は、本体に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。